

◆学校法人会計の特徴

国や地方公共団体から補助金を交付される学校法人は、文部科学省令に定められた学校法人会計基準に基づき、会計処理を行うこととなっています。私立学校法・私立学校振興助成法により以下の計算書類の作成が義務付けられており(※②を除く)、それらの計算書類は公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならないことが規定されています。

・計算書類

①資金収支計算書

当該年度に行った諸活動に対応するすべての収入・支出の内容、並びに支払資金(現金及びいつでも引き出すことのできる預貯金)のてん末を勘定科目別に集計したものです。

②活動区分資金収支計算書

資金収支計算書に記載される資金収入及び資金支出の決算額を1.教育活動、2.施設設備取得・売却これらに類する活動、3.財務活動その他1、2以外の活動に区分して作成するものです。企業会計のキャッシュフロー計算書に相当します。

③事業活動収支計算書

当該年度の1.教育活動、2.教育活動以外の経常的な活動、3.1、2以外の活動に対応する事業活動収入と事業活動支出の内容を明らかにするとともに、当該年度の基本金組入額を除き、収支の均衡状態を明らかにします。企業会計の損益計算書に相当します。

④貸借対照表

年度末における1.資産、2.負債、3.純資産の残高を示すものです。

◆学校法人会計基準改正の趣旨・目的

外的要因(社会・経済状況の変化、会計のグローバル化に基づく説明責任の発生)、内的要因(私学を取り巻く環境の厳しさから各学校法人の経営者が自法人の経営状態を客観的に把握する必要性)を背景に平成25年4月22日付文部科学省通知【学校法人会計基準の一部改正について】により、学校法人の経営状態を分かりやすく社会へ説明する趣旨の下、平成27年度より新基準が摘要されることとなりました。

◆今までの計算書類との違い

| 【現行】 | 【改正後】 | 【改正ポイント】 |
|----------------------------------|------------------------------------|--|
| ・資金収支計算表 (資金収支内訳表/人件費支出内訳表) | ・資金収支計算表 (資金収支内訳表/ 人件費支出内訳表) | ・役割変更無、大小科目一部整理 ・科目名変更 |
| | 活動区分資金収支計算書 | 教育活動・施設設備等活動・その他の活動の区分毎に組み換えて現預金の流れを表示 |
| 消費収支計算書 (消費収支内訳表) | 事業活動収支計算書 (事業活動収支内訳表) | ・経常的活動(①教育活動、②教育活動外活動)と臨時的な活動に区分表示 ・基本金組入前の年度収支差額を表示 ・繰越の収支差額も表示 |
| 貸借対照表 (固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表) | 貸借対照表 (固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表) | ・基本金の部と消費収支差額をまとめて「純資産の部」に変更 |
| | | ・固定資産の部に中科目として「特定資産」を新設し、固定資産明細表を改正 |
| | | ・第2号基本金及び第3号基本金と特定資産との結びつきを明確にし、個別計画表に加え集計表を追加作成 |
| | | ・科目名変更 |

◆企業会計との違い

| | 【学校法人会計】 | 【企業会計】 |
|--------|--------------------------|---------------------|
| 目的 | 教育・研究活動 (収支均衡) | 利益獲得 (事業投資や株主配当) |
| 会計処理規則 | 学校法人会計基準 | 企業会計原則 |
| 一般原則 | 真实性の原則 | 真实性の原則 |
| | 複式簿記の原則 | 正規の簿記の原則 |
| | — | 資本取引、損益取引区別の原則 |
| | 明瞭性の原則 | 明瞭性の原則 (適切開示の原則) |
| | 継続性の原則 | 継続性の原則 |
| | — | 保守主義の原則 |
| 作成書類 | 資金収支計算書 (活動区分資金収支計算書) | キャッシュフロー計算書 |
| | 事業活動収支計算書 | 損益計算書 |
| | 貸借対照表 | 貸借対照表 |
| | — | — |